

広島市土石流災害で被災者支援の制度を拡充・改善させた事項

2015年10・20 川戸マモ

●被災者避難所

- 1 小学校・公民館等の「指定」避難所だけでなく、集会所など被災者が自主的に避難した施設を避難所と認定させ、避難物資や食糧等を支給し、避難期間の住居を提供した。
- 2 民間借家等を第2避難所として認定し、市が斡旋し、家賃分を市が補助した。避難期間については災害避難所と同等の判断に基づき、水光熱費等を補償した。
- 3 近隣の借家・マンション業者が売買・賃貸物件を第2避難所として提供した。一部マンションでは家具・家電製品等も付属していた。
- 4 被災者が自主的に避難場所として契約した借家・マンション等について、事後であっても「第2避難所」に認定し、家賃補助等の避難所対応施策を適用した。
- 5 避難所となった小学校で、避難者の諸活動のために、学校消耗品・備品等を供出した。
- 6 避難所生活のために、避難所に携帯電話を配置させた。
- 7 避難所となった小学校でペットの受け入れを行い、ペット同伴の避難活動を補償した。
- 8 都市計画画税など、避難者の土地・家屋にかかる税金を減免した。
- 9 避難所の避難生活が「健康的で文化的、快適」になるような施策を整えた
段ボールベッド導入、男女別のトイレ
- 10 女性消防団員が支援に入り、女性の要求や問題解決にあたった。

●避難生活を送る被災者の健康管理

- 1 市町村管理の国民健康保険の場合は保険料を減免し、一定期間、個人負担を無くした。
- 2 医者・看護婦・療育センター職員等を巡回させ、心身の健康管理にあたった

●義援金

- 1 全壊・大規模半壊だけでなく、半壊・一部損壊、床上・床下浸水まで義援金支給対象を広げた。
- 2 支給対象を居住施設にとどめず、倉庫等の非住居施設まで広げた
- 3 住民管理の集会所など、地域のコミュニティ施設の補修・再建を義援金支給対象とした。
- 4 被災者の要求に基づき、住宅再建にかかる義援金支給について、領収書が無くても見積もり書等で支給できるようにした。

●被害認定

- 1 被害認定の対象を全壊・大規模半壊・半壊・一簿損壊にとどめず、床下浸水、住居敷地内への土砂流入まで広げて認定した。
- 2 大規模半壊・半壊等の被害認定について、被災者の見直し要求に応え、実態把握の上で大規模半壊等に見直しを行った。
- 2 床下浸水等、被災の状況が曖昧な地域についても、地域エリアによる線引きで床下浸水の被害認定を行った。

●復旧・復興事業

- 1 全壊・大規模半壊だけでなく、半壊・一部損壊を含む住居について、行政負担で解体・撤去を行った。
- 2 家屋等の損壊がれきにとどまらず、住居敷地内に流入した土砂・がれきについても撤去対象とし、行政の負担で清掃・撤去を行った。
- 3 行政の統割り区分を超え、水路(八木用水)・里道・私道等の復旧事業を国・県・市が共同で行った。
- 4 被災地周辺のパチンコ店・スーパー等が駐車場を開放し、災害支援活動に協力した。
- 5 区役所健康福祉センター(区社協所在地)への災害支援ボランティアセンターの開設に続き、現地にサテライトセンターを開設し、支援ボランティアの要請・手配・受け入れ等を行った。
- 6 住居、道路等の都市インフラの復旧に続き、墓園の復旧に関わって、墓石を災害がれきと認定し、墓石撤去・搬出等を行政が行った。

●移転補償・用地買収補償

- 1 用地買収の費用算定は、災害発生後の実勢ではなく、災害前の路線価に基づいて行った
- 2 立ちのき対象者の代替地・代替住宅について、広島市として斡旋・紹介・相談を行うと約束した。
- 3 砂防ダム建設計画と移転補償の改善を求める「立ちのき者連絡会」の要望書に応え、対象地域住民全体を対象とした国・県・市の合同説明会を3回開催した。
- 4 砂防ダム建設移転補償の住民要求に応え、広島市への要求書提出、被災者への回答交渉を行った。

●防災・減災事業

- 1 土石流災害が発生した全渓谷への緊急工事として、1トント土囊の仮堤防を設置し、渓谷上部に防護ネットを張り、センサー機能・サイレン機能を起動させた。
- 2 早期復興と防災事業の強化の要求に応え、国・県・市の協議に基づき、災害発生後7ヶ月で「復興ビジョン」計画を策定した
- 3 24の土石流発生渓谷に国・県が砂防堰堤55基を建設し、土石流災害を防ぐ防災事業を着手した。
- 3 被災地域中央に広域避難道路を建設し、災害時に住民が避難できるルートを確保する事業計画を策定し、現地に推進本部を設け、事業を開始した。
- 4 地域の自主防災組織活動を強化し、地域住民が災害に備えられる体制整備に努めた。
- 5 災害死ゼロの県民総ぐるみ運動条例を制定し、県総合計画見直しに伴い、防災・減災を広島県の重要課題に据えた。
- 6 遅れていた土砂災害防止法に基づく危険区域調査を早急に行い、警戒区域・特別警戒区域指定を加速させた

被災された皆さんへ

豪雨災害で被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興を目指し、復旧・生活再建に役立つ公的な制度を紹介します。不明な点がありましたら何でもご相談ください。

このお知らせは広島市など行政が公表している情報に基づいて作成しています。

災害補償の命綱！ 罹災証明書の申請を

- 罹災証明書とは、被災した建物(住家及び非住家)の

「被害の程度」を市が証明するものです。

被災者支援に関する手続きや保険金請求の際に必要となります。

- 被害状況の写真があればスムーズです

・スマホ・携帯でOK、プリントしていても構いません。

・家の外をなるべく4方向から、浸水した梁さかわかるように

・被害の様子がわかるように・室内の被害状況もわかるように

避難所でも
申請できます！

◆ワンストップ型被災者支援総合窓口ができました

罹災証明をはじめ、ごみ、住まい、見舞金支給や税金の免除など被災者のあらゆる生活相談に応じます。
(各区役所内 8:30~17:15 当面、土・日・休日も開いています。)

東区 568-7703 安佐北区 819-3903
南区 250-8933 安芸区 821-4903

避難所にも相談職員を
配置、巡回しています

◆民有地の土砂撤去します

個人宅の敷地内に流れ込んだ土砂を現地調査し、市が撤去します。
撤去要望は、総合窓口で受け付けます。詳しくは、

河川防災課民有地土砂等撤去班 504-2411

土のう袋

は避難所に備え付けてあります。安芸区は出張所にもあります。

土砂やがれきは、ご自宅の前などに
出してください。交通の妨
げにならないようご
注意ください。

◆家庭の被災ごみ

- ゴミステーションか、ご自宅の前に出して

最寄りの環境事業所へご連絡ください。

道路事情が回復次第、回収します。ゴミ出しが困難な場合は支援も行います。

中環境事業所(中・東区) 241-0779 安佐北環境事業所(安佐北区) 814-7884
南環境事業所(南区) 286-9790 安芸環境事業所(安芸区) 884-0322

- 自己搬入できる場合、ごみの種類により次の施設へ搬入してください
受け入れ時間等は各施設へお問い合わせください。

可燃ごみ

中工場 249-8517

南工場 285-6690

安佐南工場 848-1114

安佐北工場 815-1881

不燃ごみ

玖谷埋立地 838-2346

大型ごみ 大型ごみ破砕処理施設

848-1114 (安佐南工場と同一敷地)

※ エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機などリサイクルについて
は、被災ごみに限り、大型ごみとして搬入できます。
後日、罹災証明書を提出(郵送等)してください。

日本共産党 広島市議団災害対策ニュース③

発行 日本共産党広島市会議員団 広島市中区国泰寺町1-6-34

2018年7月14日 TEL 082-244-0844 FAX 082-244-1567